

事業計画書

第 1 5 期（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）

公益財団法人古澤育英会定款第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 育英事業

他の模範となる生徒（中学 3 年生）を各学校からの推薦により、評議員会・理事会の議決を経て選拔し、育英金等（1 人 50,000 円）を給付し、顕彰する。（2 月）

2 奨励事業

スポーツ・文化・芸術活動等により、各種大会で優秀な成績をおさめた学生・生徒等に栄誉を称え、メダル等記念品を授与する。（2 月）

3 普及啓発事業

ホームページの適宜更新を行うとともに、市広報紙及び報道機関等を通じ、育英会事業の普及と啓発に努める。